

現行	変更案
<p><b>第 1 ～ 第 3</b> 省略</p> <p><b>第 4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) ～ (5) 省略</p> <p><b>第 5</b> 省略</p> <p><b>第 6 行為指針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>(1) ～ (5) 省略</p> <p>(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。 ア 省略 イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫 (ア)、(イ) 省略 (ウ) 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(7)、(8) 省略</p>	<p><b>第 1 ～ 第 3</b> 省略</p> <p><b>第 4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) ～ (5) 省略 (6) 特定照明（都市景観協議地区図 4 に示す歴史的建造物について行うものに限る。）</p> <p><b>第 5</b> 省略</p> <p><b>第 6 行為指針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の行為指針</b></p> <p>(1) ～ (5) 省略</p> <p>(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。 ア 省略 イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫 (ア)、(イ) 省略 (ウ) 歴史的建造物の特徴を生かしたライトアップなどにより、街並みを演出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(7)、(8) 省略</p>

現行	変更案
<p>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</p> <p>ア、イ 省略</p> <p>ウ 夜間景観の形成</p> <p>（ア）～（エ）省略</p> <p>（オ）<u>落ち着いたきのある夜間の街路景観を演出する。</u></p> <p>（カ）～（ス）省略</p> <p>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</p> <p>ア 良好な景観、落ち着いたきのある街並みの創出</p> <p>（ア）<u>魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。</u></p> <p>（イ）省略</p> <p>イ 省略</p> <p><b>2 地区別の行為指針</b></p> <p>関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><b>(2) 馬車道周辺特定地区</b></p> <p>ア～ク 省略</p>	<p>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</p> <p>ア、イ 省略</p> <p>ウ 夜間景観の形成</p> <p>（ア）～（エ）省略</p> <p>（オ）<u>日常的な落ち着いたきのある夜間の街路景観を演出するとともに、催事等における特別な夜間の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする。</u></p> <p>（カ）～（ス）省略</p> <p>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</p> <p>ア 良好な景観、<u>日常的な落ち着いたきのある街並みの創出</u></p> <p>（ア）<u>魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出するとともに、催事等における特別な演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする。</u></p> <p>（イ）省略</p> <p>イ 省略</p> <p><b>2 地区別の行為指針</b></p> <p>関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><b>(2) 馬車道周辺特定地区</b></p> <p>ア～ク 省略</p>

現行	変更案
<p>キ 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p> <p>(3)、(4) 省略</p> <p><b>(5) 北仲通り北特定地区</b></p> <p>ア 省略</p> <p>イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、都市景観協議地区図に示す「北仲<u>通</u>北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。</p> <p>(エ)、(オ) 省略</p> <p>ウ～カ 省略</p>	<p>ケ 屋外広告は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。</p> <p>(3)、(4) 省略</p> <p><b>(5) 北仲通り北特定地区</b></p> <p>ア 省略</p> <p>イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、都市景観協議地区図に示す「北仲<u>通</u>り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。</p> <p>(エ)、(オ) 省略</p> <p>ウ～カ 省略</p>

現行	変更案
<p>(6)、(7) 省略</p> <p><b>(8) 海岸通り準特定地区</b></p> <p>ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(9) ～ (11) 省略</p>	<p>(6)、(7) 省略</p> <p><b>(8) 海岸通り準特定地区</b></p> <p>ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気や<u>開港の歴史</u>を感じられる街並み、空間を形成する。</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(9) ～ (11) 省略</p>



都市景観協議地区図1

現行



変更案

